

## 会議録

1. 附属機関の名称 : 犬山城調査整備委員会
2. 開催日時 : 令和5年3月23日(木) 午後2時00分から午後3時30分まで
3. 開催場所 : 犬山市役所 2階 201・202 会議室
4. 出席した者の氏名
  - (1) 委員 麓和善、高瀬要一、白水正、鈴木正貴、千田嘉博、西形達明
  - (2) 執行機関 滝教育長、中村教育部長  
歴史まちづくり課 加藤課長、渡邊課長補佐、中野主事、大前主事補
  - (3) その他 助言者 公益財団法人犬山城白帝文庫 成瀬淳子、宮田昭男  
支援業者 株式会社 文化財保存計画協会
5. 報告事項
  - (1) 令和4年度犬山城関連主要事業の進捗状況について
6. 議題
  - (1) 犬山城黒門跡発掘調査について
  - (2) 史跡犬山城跡整備基本計画について
  - (3) 史跡追加指定範囲について
  - (4) 犬山城天守防災対策について
  - (5) 令和5年度犬山城関連主要事業(案)について
7. 会議要旨  
報告事項
  - (1) 令和4年度犬山城関連主要事業の進捗状況について  
(事務局より資料に基づき、犬山城の保存活用に関する事業及び犬山城の管理に関する事業について報告)

委員①:石垣カルテについて、位置を郭南側と書いてあるが郭と書く必要はあるか。郭は書かずに書き方

は統一した方が良い

委員長:調査位置について、石垣番号や曲輪の名前だけではなく、南面中央部のように文字情報で分かるようにした方が良い。また、隅角部についても右左で書かれているが、東西南北にしたほうが良い。

委員長:石垣石材の劣化について多くの石が風化及び劣化と判定されているが、チャートは風化しやすい石材で、石垣積み直し、修理の緊急性が高いところ以外の自然な経年変化の範囲内の石は風化・劣化と判定しなくてもよいのではないかと。

委員②:際立った劣化や亀裂など次の段階に行ったものだけにしたほうがわかりやすいのではないかと。

委員①:カルテに書かれている風化が、文化財の石垣としての安全性に問題を生ずる風化、或いは劣化という意味ならば、現状の風化・劣化の判定状況では人を通すことができない。

事務局:精査します。

委員①:危険度判定の参考になぜ史跡高松城跡が書かれているのか。

事務局:参考に載せている。

委員①:周辺の利用形態から見た危険度についても、石垣そのものの危険度と、場所によって絶対人が来ないところにある石垣でも修理を急がなくてよいという判断や、人が多く通る場所のため、全体の修理を計画した場合、優先して修理を行うなど、犬山城の指針を作るべきである。

委員長:犬山城の一番健全な石垣と一番危険な石垣を危険度1と5にあてはめて、5段階の評価基準を作成した方が良いのではないかと。

事務局:検討します。

委員①:石垣カルテの参考の206石垣について危険度が9となっているが、これは危険度スケールとしてどれくらいの位置にあたるのか。100段階中の9ということか。

事務局:10段階中の9である。

委員①:10が最大で9であると、非常に危険で崩れる一歩前という評価になり、修理・対策が待たないことになる。

委員長:206石垣が危険度9ならほとんどの石垣が9になってしまうのではないかと。

事務局:犬山城独自の状況もあり、全体の中での評価基準を作るべきだという指摘があったため、次回の委員会で再度ご意見をいただきたい。

委員③:石垣の積方や形状、天端の編年や積みなおした年代など、より詳細な分類と年代を書いたほうが良い。

## 議題

### (1) 犬山城黒門跡発掘調査について

(事務局より資料に基づき、犬山城黒門跡発掘調査の内容について説明)

委員長:補足として、黒門を移築したと言われる大口町の徳林寺の山門は、現在門の両脇に塀があるが、この塀は徳林寺に移設されてからのものである。瓦は取り換えられているが、垂木までは古材が残っ

ていた。

根石の確認ができていないことから、当時の地盤面がわかっておらず、当時の塀の状況にもよるが、70 cm上がれば石垣には干渉しないとみられ、根石の抜き取り・埋め戻しからすると、もっと高い位置に礎石はあったとみられる。

委員③: 今回の調査で礎石の抜き取り痕と見られる遺構が出てきたが、遺跡の発掘調査としてみると、1m近い盛土を確認したことが一番の成果であるとみられる。断言はできないが、犬山城築城期の盛土の可能性はある。礎石については通常であれば礎石の下に根固めがあるため、根固めもあったと想定する方が良い。

委員①: 北側の石垣は上面が完全に積みなおされており、南側石垣は全面的に近代以降に積みなおされていることから、門が収まるか否かは重要ではない。絵図や鏡石の位置から現在の想定地点に黒門があったのは間違いないと思われる。

事務局: 発掘調査にこだわらず、さらに位置の特定に繋がる調査方法をご教授いただきたい。

委員長: 旧地盤面がわからない限り、これ以上の言えることはない。

委員①: 復元の予定があるということか。

事務局: 復元の可能性の確認のため、位置の特定ができるのかという調査であり、文化庁と相談しつつ、復元の可能性がある場合は整備計画の方に書き込む予定である。

助言者①: 石垣調査の中で危険となっている石垣をそのままにして復元に進むべきではないのではないのか。

委員長: 段階を追って進めていくために、まずは石垣を正確に把握するための調査を行っており、安全性と危険性、優先して修理を行うべき石垣の調査を行っている。

参考の206石垣は、危険度9ではないという前提で、なぜこの評価をしたかのかかが問題であり、危険性の高い石垣ではないにも関わらず、犬山市が危険度9とするのであれば、即座に積み直し等の対策をとらないといけないという問題点を指摘した。

助言者①: 整備計画に書き込むことで、必ず復元しなければならないとなるのではないのか。

委員長: 史跡の保存が最優先でありながらも、より史跡としての価値を高めるために必要であれば建物の忠実な復元も将来的にはあり得るというスタンスであり、史跡の保存を後回しにして、建物を復元するのは有り得ない話である。

委員①: 犬山城は中門から本丸の入城門までの範囲を客が多く通るということであれば、この周辺の石垣の評価と安全対策が一番の急務である。助言者①から復元を整備の計画に書き込んでしまうと、それありきになるのではと懸念があったが、史跡の整備においては将来的な整備について計画に書いていなければ基本できないため、石垣の安全確保や適切な修理を踏まえた上で、復元的な整備を検討するという書き方となる。

黒門の両脇の石垣は本来の石垣の形状とはかなり異なっていることが石垣カルテでもわかっているため、もしここに黒門を将来復元する場合、建築図が残ってる以上、門を切って置くということではできず、石垣の形状について建物側から検討するということになると思われる。その場合、石垣の根石の部分を発掘で確認し、根石の位置と勾配などを参考に復元すると、門がはまるという形にならないければ文化庁は許可しないと思われる。

委員長: 石垣のカルテの作成や石垣全体を詳細に調べ、積方による編年なども行った上で、いつの時代

の石垣であり、どのような組み方であったのかなども調査する必要がある。

## (2) 史跡犬山城跡整備基本計画について

(事務局より資料に基づき、史跡犬山城整備基本計画の内容について説明)

委員長:34 ページにて「犬山城では築城期、築城後何代か城主が変わり」と書かれており、その後一気に文禄4年になっているが、天守はいつ、誰の時代、城主が誰の時代に建てられたのか。天正13年から同18年ごろにかけては織田信雄方の時代であり、織田家があつて、織田信雄があつて、豊臣方があつて、徳川方へと城主が変わっていくという点を丁寧に書いたほうがよい。

事務局:わかりました。

委員④:犬山城の縄張りの縦の丸の評価について、「杉ノ丸・桐ノ丸が大手道に対して、重層の櫓を設けたのに対して、縦ノ丸には大手道に対して櫓が設けられず、大手道を挟んで東側の杉ノ丸、桐ノ丸といった2つの曲輪から見下ろされる関係にあり、2つの曲輪に対して下位の序列を与えられていた。」と書かれているが、桐ノ丸より縦ノ丸の方が高い位置に存在している。また、「大手道に対して櫓が設けられず」と書かれているが、中門を抜けると縦ノ丸の屏風櫓がある。これは当初からの構想で杉ノ丸と桐ノ丸の間の高さに縦ノ丸を作ったとみられ、正保の城絵図に本丸よりすぐ下に杉ノ丸があり、次いで縦ノ丸があつて桐ノ丸があるということが書かれている。そのため縦ノ丸というのは中門の正面に位置する極めて重要なところであり、下位に与えられていたということではない。

委員①:石垣との関係で、真ん中の低い大手道を見下ろす形に作っており、城としては位置づけは低い。

委員長:今は三つの曲輪だが二の丸として扱った時期があり、その際曲輪は3つだが一括して二の丸とし、松ノ丸が三ノ丸としていた時期がある。ここで書いてあるのは黒門から曲がって、大手道、本丸へと続く大手道の3つの二ノ丸の、大手道を挟んだ優位性、序列を言われている。もう少し表現を考えてもらいたい。

助言者②:郷瀬川の付近に天守・若しくは木曾川への防御機構のための丑寅櫓が存在しており、古写真や石積みが残されているが、調査・研究がなされていない。今後この遺構は調査されるのか。

委員長:遺構が残されているのは把握している。丑寅櫓に限らず切岸なども見に行くこともできないような状況であり、今後検討してゆく。

事務局:遺構の顕在化というところで順次調査してゆく。

## (3) 史跡追加指定範囲について

(事務局より資料に基づき、史跡追加指定範囲の内容について説明)

委員長:赤い線で囲われた史跡の追加指定候補地すべてを指定すべきである。大手枳形ということからすると、少なくともこの今回発掘調査をした範囲を全部入れるべきだと考える。また、この状況であれば、文化庁から認められる可能性がないというふうには言えないと思われる。赤い線で囲った範囲内を追加指定し、遺構の保存と顕在化、そして施設を建てるというための検討をするという順番にするべきで、建物を建てたい範囲を指定から外しておくというのは理屈が立たない。

委員③:大手門枳形の跡地が追加指定されるべき遺構なのか、そうでなくて総構えの堀だけが追加指定したい遺構なのかという議論に集約される。枳形というこの空間が史跡に相当するというのであれば、中途半端に削るということではできないが、堀が大事だということであれば今言った議論が出てく

る。そのため、表題のように大手門桁形跡の追加指定とするならば抜くことはできないのではない  
か。

委員①:犬山城跡を史跡指定する際に、将来必ず追加すると文化庁に伝えた上で、史跡指定の範囲を決  
めたため、先ほどの説明内容は全く成り立っていない。この範囲の一部を意図して指定せずに、建  
物を建てるというのはそもそも議論として成り立たず、これは非常に難しい。

文化庁との話でも、重要な場所が公有地であり、施設の状況から考えて施設を撤去した後で追加  
指定するというのを当時の犬山市が明言していることから、門に関わる場所を指定しないというの  
は難しい。

史跡の追加指定予定地の隣接地であることから、史跡指定したところと同等の措置をとるべきであ  
り、上部は削られていても絵図などでその存在は明らかであるため、何らかの復元的措置をとり本  
来の姿を取り戻す表示をするというのが本筋である。そのため、範囲から一部を外すとすると県教  
委や文化庁ともかなり調整しなければ実現できない。

事務局:極めて重く受け止める。

#### (4) 犬山城天守防災対策について

(事務局より資料に基づき、犬山城天守防災対策について説明)

意見なし

#### (5) 令和5年度 犬山城関連主要事業(案)について

(事務局より資料に基づき、令和5年度 犬山城関連主要事業(案)について説明)

委員②:3D データは作成しているのか、またデータの整理は令和5年度に実施するのか。

事務局:3D データは毎年度作成しており、今後も作成する予定である。

委員長:石垣カルテすべてを見せていただく必要はないが、石垣の断面、横断面と縦断面など、令和4年度  
の調査結果を確認させていただき、石垣の孕みだしや破損状況などを早めに把握したいということ  
である。

#### ○その他

※令和5年度第1回委員会は6月27日から30日、7月3日から7日の間のうち、7月6日を除いた  
日を候補日として設定。詳細な日程については後日調整する。